

使用変更許可に伴い保安規定へ規定すべき事項の確認表

令和3年10月15日
 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
 人形峠環境技術センター

保安規定の変更の背景 (令和3年9月27日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<p>①濃縮工学施設においてウラン濃縮試験が終了した。</p> <p>②濃縮工学施設における設備・機器の解体・撤去作業の進展に伴い、当該設備・機器等の保管場所を変更する。</p> <p>③放射性廃棄物の低減化を図るため、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に必要な事項を追加する。</p>	<p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制（使用規則第2条の12第1項第1号） (関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することを定めるとともに、これを遵守することを明記している。)</p> <p>①ウラン濃縮試験の終了に伴い当該試験に関する保安上の措置(臨界管理)を削るものであり、既に定めている関係法令及び保安規定の遵守のための体制に影響を及ぼすものではない。</p> <p>②解体・撤去作業の進展に伴い設備・機器等の保管場所を見直すものであり、既に定めている関係法令及び保安規定の遵守のための体制に影響を及ぼすものではない。</p> <p>③放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項を追加するものであり、既に定めている関係法令及び保安規定の遵守のための体制に影響を及ぼすものではない。</p>	<p>第3条(規定の遵守): 変更なし 第12条(品質マネジメント計画): 変更なし</p>
	<p>品質マネジメントシステム（使用規則第2条の12第1項第2号） (核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、かつ、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈等を踏まえて、品質マネジメントシステムを定められるとともに、品質マネジメントシステムの文書体系等において保安に関する文書の位置付けを明確にしている。)</p> <p>①ウラン濃縮試験の終了に伴い当該試験に関する保安上の措置(臨界管理)を削るものであり、既に定めている品質マネジメントシステムに影響を及ぼすものではない。 <u>保安上の措置(臨界管理)を記載している二次文書を保安規定の改正施行にあわせて改訂する。</u></p> <p>②解体・撤去作業の進展に伴い設備・機器等の保管場所を見直すものであり、既に定めている品質マネジメントシステムに影響を及ぼすものではない。</p> <p>③放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項を追加するものであり、既に定めている品質マネジメントシステムに影響を及ぼすものではない。 <u>放射性廃棄物でない廃棄物の管理に必要な保安上の措置を記載する二次文書を整備して保安規定の改正施行にあわせて運用する。</u></p>	<p>第1条の2(基本方針): 変更なし 第12条(品質マネジメント計画): 変更なし</p>

保安規定の変更の背景 (令和3年9月27日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
(前頁の続き)	<p>使用施設の操作を行う者の職務及び組織（使用規則第2条の12第1項第3号） (使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容を定めている。)</p> <p>①ウラン濃縮試験を担当する職位は、第5条第1項第12号に定める廃止措置推進課長であり、担当職務のうち核燃料物質等の使用に係る業務の一環で実施してきた。ウラン濃縮試験以外における核燃料物質等の使用に係る業務を継続する必要があるため、既に定めている使用施設の操作を行う者の職務及び組織に影響を及ぼすものではない。</p> <p>②解体・撤去作業の進展に伴い設備・機器等の保管場所を見直すものであり、既に定めている使用施設の操作を行う者の職務及び組織に影響を及ぼすものではない。</p> <p>③放射性廃棄物でない廃棄物の管理を担当する職位を第5条第1項第11号に定める施設管理課長とするため、担当職位の職務に当該業務を追加する。</p>	<p>第4条（組織）：変更なし 第5条（職務）：③変更有、①及び②変更なし 第6条（代理者の指定）：変更なし 第7条（核燃料取扱主務者の選任）：変更なし 第8条（核燃料取扱主務者の職務）：変更なし 第9条（意見等の尊重）：変更なし 第10条（中央安全審査・品質保証委員会）：変更なし 第10条の2（安全審査委員会）：変更なし 第11条（業務品質保証推進委員会）：変更なし 第11条の2（独立検査委員会）：変更なし 第11条の3（事業者検査の独立性の確保等）：変更なし 第12条（品質マネジメント計画）：変更なし</p>
	<p>保安教育（使用規則第2条の12第1項第4号） (使用施設等の管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。）に関する保安教育実施方針を定めるとともに、保安教育の計画、実施、教育内容の見直し等に関することを明確にしている。)</p> <p>①ウラン濃縮試験の終了に伴い当該試験に関する保安上の措置（臨界管理）を削るものであり、既に定めている保安教育に影響を及ぼすものではない。</p> <p>②解体・撤去作業の進展に伴い設備・機器等の保管場所を見直すものであり、既に定めている保安教育に影響を及ぼすものではない。</p> <p>③放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項を追加するものであり、既に定めている保安教育に影響を及ぼすものではない。</p>	<p>第12条（品質マネジメント計画）：変更なし 第21条（教育・訓練）：変更なし 第22条（保安訓練）：変更なし</p>

保安規定の変更の背景 (令和3年9月27日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<p>(前頁の続き)</p>	<p>使用施設等の操作（使用規則第2条の12第1項第5号） (核燃料物質の使用等に必要に従業員の確保，使用施設等の管理に係る組織内規程類の作成，核燃料物質の臨界管理，異状があった場合の措置（地震，火災等の発生時に講ずべき措置）等について定めている。)</p> <p>①ウラン濃縮試験の終了に伴い当該試験に関する保安上の措置（臨界管理）を削る。その他，使用施設等の操作に関する事項に影響を及ぼすものではない。</p> <p>②解体・撤去作業の進展に伴い設備・機器等の保管場所を見直すものであり，既に定めている使用施設等の操作に影響を及ぼすものではない。</p> <p>③放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項を追加するものであり，既に定めている使用施設等の操作に影響を及ぼすものではない。</p>	<p>第12条（品質マネジメント計画）：変更なし 第23条（要員の確保）：変更なし 第24条（使用等の計画）：変更なし 第25条（使用等の報告）：変更なし 第26条（核燃料物質の管理）：変更なし 第27条（臨界管理）：①変更有，②及び③変更なし 第4表 臨界管理に係る核的制限値：①変更有，②及び③変更なし 第28条（過充てん防止）：変更なし 第30条（給排気設備の管理）：変更なし 第31条（異常時の措置）：変更なし 第57条（核燃料物質の取扱い）：変更なし 第63条の3（自衛消防活動）：変更なし 第64条（非常事態の組織）：変更なし 第65条（非常事態の事前措置）：変更なし 第66条（非常事態の通報）：変更なし 第66条の2（地震，火災等の発生時における措置）：変更なし 第67条（応急措置）：変更なし 第68条（非常事態の発令）：変更なし 第69条（非常事態における活動）：変更なし 第70条（非常事態の解除）：変更なし</p>

保安規定の変更の背景 (令和3年9月27日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
(前頁の続き)	<p>管理区域及び周辺監視区域の設定等（使用規則第2条の12第1項第6号） (管理区域の管理（設定，措置，立入制限，特別措置が必要な区域の基準と講ずべき措置，出入管理等），周辺監視区域の管理，管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項，役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要な事項等を定めている。)</p> <p>①ウラン濃縮試験の終了に伴い当該試験に関する保安上の措置（臨界管理）を削るものであり，既に定めている管理区域及び周辺監視区域の設定等に影響を及ぼすものではない。</p> <p>②許可を受けた濃縮工学施設における「使用を終了し維持管理中の設備・機器の保管場所」及び「解体撤去しドラム缶等に収納した機器類の保管場所」と整合を図るため，当該保管場所を示した図面を変更する。その他，既に定めている管理区域及び周辺監視区域の設定等に影響を及ぼすものではない。</p> <p>③放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項を追加するものであり，既に定めている管理区域及び周辺監視区域の設定等に影響を及ぼすものではない。</p>	<p>第3条（規定の遵守）：変更なし 第12条（品質マネジメント計画）：変更なし 第32条（管理区域）：変更なし 第5-4図 濃縮工学施設主棟管理区域（1階）：②変更有，①及び③変更なし 第5-5図 濃縮工学施設主棟管理区域（2階）：②変更有，①及び③変更なし 第5-6図 濃縮工学施設第1ウラン貯蔵庫管理区域：②変更有，①及び③変更なし 第5-7図 濃縮工学施設第2ウラン貯蔵庫管理区域：②変更有，①及び③変更なし 第33条（一時管理区域）：変更なし 第34条（立入制限区域）：変更なし 第35条（飲食・喫煙の禁止）：変更なし 第36条（周辺監視区域）：変更なし 第38条（管理区域の出入管理）：変更なし 第39条（物品の持出制限）：変更なし 第42条（従業員等以外の者に対する放射線防護）：変更なし 第48条の6（巡視）：変更なし 第53条（周辺監視区域内の運搬）：変更なし 第54条（施設敷地内における運搬）：変更なし 第55条（センター外への運搬）：変更なし 第56条（管理区域内における保管・管理）：変更なし</p>
	<p>排気監視設備及び排水監視設備（使用規則第2条の12第1項第7号） (放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法を定めている。)</p> <p>①ウラン濃縮試験の終了に伴い当該試験に関する保安上の措置（臨界管理）を削るものであり，既に定めている排気監視設備及び排水監視設備に影響を及ぼすものではない。</p> <p>②解体・撤去作業の進展に伴い設備・機器等の保管場所を見直すものであり，既に定めている排気監視設備及び排水監視設備に影響を及ぼすものではない。</p> <p>③放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項を追加するものであり，既に定めている排気監視設備及び排水監視設備に影響を及ぼすものではない。</p>	<p>第46条（放射線測定器等の管理）：変更なし 第58条（放射性気体廃棄物の管理（測定器等の使用法を含む。））：変更なし 第60条（放射性液体廃棄物の管理（測定器等の使用法を含む。））：変更なし</p>

保安規定の変更の背景 (令和3年9月27日申請) (前頁の続き)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>線量，線量当量，汚染の除去等（使用規則第2条の12第1項第8号） (ALARAの精神に基づいた放射線業務従事者の線量管理（個人線量計の管理の方法を含む。）、床や壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の基準，管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定，物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項，核燃料物質等の工場又は事業所の外への運搬に関する行為，放射能濃度確認対象物に関する事項等を定めている。)</p> <p>①ウラン濃縮試験の終了に伴い当該試験に関する保安上の措置（臨界管理）を削るものであり，既に定めている線量，線量当量，汚染の除去等に影響を及ぼすものではない。</p> <p>②許可を受けた濃縮工学施設における「使用を終了し維持管理中の設備・機器の保管場所」及び「解体撤去しドラム缶等に収納した機器類の保管場所」と整合を図るため，当該保管場所を示した図面を変更する。その他，既に定めている線量，線量当量，汚染の除去等に影響を及ぼすものではない。</p> <p>③放射性廃棄物の低減化を図ることに伴い，放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項を追加する。その他，線量，線量当量，汚染の除去等に影響を及ぼすものではない。</p>	<p>第1条の2（基本方針）：変更なし 第32条（管理区域）：変更なし <u>第5-4図 濃縮工学施設主棟管理区域（1階）</u>：②変更有，①及び③変更なし <u>第5-5図 濃縮工学施設主棟管理区域（2階）</u>：②変更有，①及び③変更なし <u>第5-6図 濃縮工学施設第1ウラン貯蔵庫管理区域</u>：②変更有，①及び③変更なし <u>第5-7図 濃縮工学施設第2ウラン貯蔵庫管理区域</u>：②変更有，①及び③変更なし 第34条（立入制限区域）：変更なし 第37条（管理上の人との区分及び放射線業務従事者の指定，解除等）：変更なし 第40条（作業に伴う放射線管理）：変更なし 第43条（線量当量率等の測定等（測定器等の使用方法を含む。））：変更なし 第44条（床・壁等の除染）：変更なし 第45条（線量の評価等（測定器等の使用方法を含む。））：変更なし 第46条（放射線測定器等の管理）：変更なし 第48条の6（巡視）：変更なし 第54条の2（管理区域内における運搬）：変更なし 第55条（センター外への運搬）：変更なし 第56条（管理区域内における保管・管理）：変更なし 第59条（廃棄物の仕掛品の管理）：変更なし 第60条（放射性液体廃棄物の管理（測定器等の使用方法を含む。））：変更なし 第61条（放射性固体廃棄物の管理）：変更なし 第63条の2（放射能濃度確認対象物の管理）：変更なし <u>第63条の3（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）</u>：③新規追加</p>

保安規定の変更の背景 (令和3年9月27日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
(前頁の続き)	<p>放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法 (使用規則第2条の12第1項第9号) (放射線測定器の種類, 所管箇所, 数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法を定めている。)</p> <p>①ウラン濃縮試験の終了に伴い当該試験に関する保安上の措置(臨界管理)を削るものであり, 既に定めている放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に影響を及ぼすものではない。</p> <p>②解体・撤去作業の進展に伴い設備・機器等の保管場所を見直すものであり, 既に定めている放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に影響を及ぼすものではない。</p> <p>③放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項を追加するものであり, 既に定めている放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に影響を及ぼすものではない。</p>	<p>第41条(緊急作業上の被ばく管理(測定器等の使用方法を含む。)): 変更なし</p> <p>第43条(線量当量率等の測定等(測定器等の使用方法を含む。)): 変更なし</p> <p>第43条の2(環境放射線モニタリング(測定器等の使用方法を含む。)): 変更なし</p> <p>第45条(線量の評価等(測定器等の使用方法を含む。)): 変更なし</p> <p>第46条(放射線測定器等の管理): 変更なし</p> <p>第58条(放射性気体廃棄物の管理(測定器等の使用方法を含む。)): 変更なし</p> <p>第60条(放射性液体廃棄物の管理(測定器等の使用方法を含む。)): 変更なし</p>
	<p>核燃料物質の受払い, 運搬, 貯蔵等 (使用規則第2条の12第1項第10号) (核燃料物質の運搬及び貯蔵において臨界に達しないようにする措置, 核燃料物質等の工場又は事業所の外への運搬に関する行為等を定めている。)</p> <p>①ウラン濃縮試験の終了に伴い当該試験に関する保安上の措置(臨界管理)を削る。その他, 核燃料物質の受払い, 運搬, 貯蔵等に関する事項に影響を及ぼすものではない。</p> <p>②解体・撤去作業の進展に伴い設備・機器等の保管場所を見直すものであり, 既に定めている核燃料物質の受払い, 運搬, 貯蔵等に影響を及ぼすものではない。</p> <p>③放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項を追加するものであり, 既に定めている核燃料物質の受払い, 運搬, 貯蔵等に影響を及ぼすものではない。</p>	<p>第24条(使用等の計画): 変更なし</p> <p>第25条(使用等の報告): 変更なし</p> <p>第26条(核燃料物質の管理): 変更なし</p> <p>第27条(臨界管理): ①変更有, ②及び③変更なし</p> <p>第4表 臨界管理に係る核的制限値: ①変更有, ②及び③変更なし</p> <p>第28条(過充てん防止): 変更なし</p> <p>第29条(空シリンダの管理): 変更なし</p> <p>第52条(センター外からの搬入): 変更なし</p> <p>第53条(周辺監視区域内の運搬): 変更なし</p> <p>第54条(施設敷地内における運搬): 変更なし</p> <p>第54条の2(管理区域内における運搬): 変更なし</p> <p>第55条(センター外への運搬): 変更なし</p> <p>第57条(核燃料物質の取扱い): 変更なし</p> <p>第57条の2(貯蔵上の遵守事項): 変更なし</p> <p>第4表 臨界管理に係る核的制限値: ①変更有, ②及び③変更なし</p>

保安規定の変更の背景 (令和3年9月27日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
(前頁の続き)	<p>放射性廃棄物の廃棄 (使用規則第2条の12第1項第11号) (放射性固体廃棄物の保管廃棄に係る管理及び運搬に関する事項、放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物の放出管理(放出物質濃度の測定項目及び頻度並びに基準値)、平常時の環境放射線モニタリングの実施体制、ALARAの精神に基づいた排気及び排水の管理の実施等を定めている。)</p> <p>①ウラン濃縮試験の終了に伴い当該試験に関する保安上の措置(臨界管理)を削るものであり、既に定めている放射性廃棄物の廃棄に影響を及ぼすものではない。</p> <p>②解体・撤去作業の進展に伴い設備・機器等の保管場所を見直すものであり、既に定めている放射性廃棄物の廃棄に影響を及ぼすものではない。</p> <p>③放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項を追加するものであり、既に定めている放射性廃棄物の廃棄に影響を及ぼすものではない。</p>	<p>第5条(職務): 変更なし 第43条の2(環境放射線モニタリング(測定器等の使用方法を含む。)): 変更なし 第55条(センター外への運搬): 変更なし 第58条(放射性気体廃棄物の管理(測定器等の使用方法を含む。)): 変更なし 第59条(廃棄物の仕掛品の管理): 変更なし 第60条(放射性液体廃棄物の管理(測定器等の使用方法を含む。)): 変更なし 第61条(放射性固体廃棄物の管理): 変更なし 第62条(放射性廃棄物の焼却処理): 変更なし 第63条(放射性廃棄物の運搬): 変更なし</p>
	<p>非常の場合に講ずべき処置 (使用規則第2条の12第1項第12号) (緊急時に実施すべき事項(事前措置、関係機関への通報(工場等内の見学者等に対する避難指示等を含む。)、緊急時体制の発令、応急措置、緊急時における活動、緊急時体制の解除等)、緊急作業に従事させる要員の選定並びに従事期間中の線量管理及び健康診断の受診、緊急事態発生後は原子力事業者防災業務計画に基づく措置の実施、防災訓練の実施頻度等を定めている。)</p> <p>①ウラン濃縮試験の終了に伴い当該試験に関する保安上の措置(臨界管理)を削るものであり、既に定めている非常の場合に講ずべき処置に影響を及ぼすものではない。</p> <p>②解体・撤去作業の進展に伴い設備・機器等の保管場所を見直すものであり、既に定めている非常の場合に講ずべき処置に影響を及ぼすものではない。</p> <p>③放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項を追加するものであり、既に定めている非常の場合に講ずべき処置に影響を及ぼすものではない。</p>	<p>第12条(品質マネジメント計画): 変更なし 第21条(教育・訓練): 変更なし 第22条(保安訓練): 変更なし 第41条(緊急作業上の被ばく管理(測定器等の使用方法を含む。)): 変更なし 第45条(線量の評価等(測定器等の使用方法を含む。)): 変更なし 第64条(非常事態の組織): 変更なし 第65条(非常事態の事前措置): 変更なし 第66条(非常事態の通報): 変更なし 第66条の2(地震、火災等の発生時における措置): 変更なし 第67条(応急措置): 変更なし 第68条(非常事態の発令): 変更なし 第69条(非常事態における活動): 変更なし 第70条(非常事態の解除): 変更なし 第70条の2(原子力災害対策特別措置法に基づく措置): 変更なし</p>

保安規定の変更の背景 (令和3年9月27日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
(前頁の続き)	<p>設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置(使用規則第2条の12第1項第13号) (許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象(火災及び多量の放射性物質等を放出する事故)に応じて、使用施設等の必要な機能を維持するための活動(消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動、拡大を防止するために必要な措置、教育及び訓練、必要な資機材の整備等)に関する事項を定めている。)</p> <p>①ウラン濃縮試験の終了に伴い当該試験に関する保安上の措置(臨界管理)を削るものであり、既に定めている設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置に影響を及ぼすものではない。</p> <p>②解体・撤去作業の進展に伴い設備・機器等の保管場所を見直すものであり、既に定めている設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置に影響を及ぼすものではない。</p> <p>③放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項を追加するものであり、既に定めている設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置に影響を及ぼすものではない。</p>	<p>第12条(品質マネジメント計画): 変更なし 第21条(教育・訓練): 変更なし 第22条(保安訓練): 変更なし 第31条(異常時の措置): 変更なし 第63条の3(自衛消防活動): 変更なし 第64条(非常事態の組織): 変更なし 第65条(非常事態の事前措置): 変更なし 第66条(非常事態の通報): 変更なし 第66条の2(地震、火災等の発生時における措置): 変更なし</p>
	<p>記録及び報告(使用規則第2条の12第1項第14号) (使用施設等に係る保安記録の適正な作成及び管理、使用規則第2条の11に定める記録の管理、工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告等を定めている。)</p> <p>①ウラン濃縮試験の終了に伴い当該試験に関する保安上の措置(臨界管理)を削るものであり、既に定めている記録及び報告に影響を及ぼすものではない。</p> <p>②解体・撤去作業の進展に伴い設備・機器等の保管場所を見直すものであり、既に定めている記録及び報告に影響を及ぼすものではない。</p> <p>③放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項を追加するものであり、既に定めている記録及び報告に影響を及ぼすものではない。</p>	<p>第71条(記録): 変更なし 第72条(記録の確認): 変更なし 第73条(報告): 変更なし</p>

保安規定の変更の背景 (令和3年9月27日申請) (前頁の続き)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>使用施設等の施設管理（使用規則第2条の12第1項第15号） (施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」を参考に定めるとともに、使用前検査の実施に関すること等を定めている。)</p> <p>①ウラン濃縮試験の終了に伴い当該試験に関する保安上の措置（臨界管理）を削るものであり、既に定めている使用施設等の施設管理に影響を及ぼすものではない。</p> <p>②解体・撤去作業の進展に伴い設備・機器等の保管場所を見直すものであり、既に定めている使用施設等の施設管理に影響を及ぼすものではない。</p> <p>③放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項を追加するものであり、既に定めている使用施設等の施設管理に影響を及ぼすものではない。</p>	<p>第1条の2（基本方針）：変更なし 第5条（職務）：変更なし 第11条の2（独立検査委員会）：変更なし 第11条の3（事業者検査の独立性の確保等）：変更なし 第46条（放射線測定器等の管理）：変更なし 第48条（施設管理方針及び施設管理目標の策定）：変更なし 第48条の2（施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定）：変更なし 第48条の3（施設管理実施計画等の策定）：変更なし 第48条の4（保全活動の実施）：変更なし 第48条の5（保全活動の有効性評価及び改善）：変更なし 第48条の6（巡視）：変更なし 第49条（施設管理に関する定期的な検査の計画）：変更なし 第49条の2（施設管理に関する定期的な検査の要領）：変更なし 第49条の3（施設管理に関する定期的な検査の実施及び報告等）：変更なし 第50条（保守及び改造の実施）：変更なし 第51条（保守及び改造作業実施後の措置）：変更なし 第51条の2（使用前検査の計画）：変更なし 第51条の3（使用前検査の要領）：変更なし 第51条の4（使用前検査の実施及び報告等）：変更なし</p>
	<p>技術情報の共有（使用規則第2条の12第1項第16号） (保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を他の使用者等と共有し、自らの使用施設等の保安を向上させるための措置を定めている。)</p> <p>①ウラン濃縮試験の終了に伴い当該試験に関する保安上の措置（臨界管理）を削るものであり、既に定めている技術情報の共有に影響を及ぼすものではない。</p> <p>②解体・撤去作業の進展に伴い設備・機器等の保管場所を見直すものであり、既に定めている技術情報の共有に影響を及ぼすものではない。</p> <p>③放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項を追加するものであり、既に定めている技術情報の共有に影響を及ぼすものではない。</p>	<p>第12条（品質マネジメント計画）：変更なし</p>

保安規定の変更の背景 (令和3年9月27日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
(前頁の続き)	<p>不適合発生時の情報の公開 (使用規則第2条の12第1項第17号) (不適合の内容に応じた情報の公開(自らが管理するウェブサイトへの登録等に必要事項を含む。)を定めている。)</p> <p>①ウラン濃縮試験の終了に伴い当該試験に関する保安上の措置(臨界管理)を削るものであり、既に定めている不適合発生時の情報の公開に影響を及ぼすものではない。</p> <p>②解体・撤去作業の進展に伴い設備・機器等の保管場所を見直すものであり、既に定めている不適合発生時の情報の公開に影響を及ぼすものではない。</p> <p>③放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項を追加するものであり、既に定めている不適合発生時の情報の公開に影響を及ぼすものではない。</p>	第12条(品質マネジメント計画): 変更なし
	<p>その他必要な事項 (使用規則第2条の12第1項第18号) (日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用施設等に係る保安に関し必要な事項を定めるとともに、保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものであることを明記している。)</p> <p>①ウラン濃縮試験の終了に伴い当該試験に関する保安上の措置(臨界管理)を削るものであり、既に定めているその他必要な事項に影響を及ぼすものではない。</p> <p>②解体・撤去作業の進展に伴い設備・機器等の保管場所を見直すものであり、既に定めているその他必要な事項に影響を及ぼすものではない。</p> <p>③放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項を追加するものであり、既に定めているその他必要な事項に影響を及ぼすものではない。</p>	第1条(目的): 変更なし 第2条(適用範囲): 変更なし 第12条(品質マネジメント計画): 変更なし 第47条(防護具の整備等): 変更なし